

南知多町地産地消給食補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町内の小学校、中学校及び保育所等（以下「学校等」という。）の給食において、地元産の安心安全な農産物の供給及び安定的な農業経営への展開を支援することで、地産地消の推進を図ることを目的に、学校等の給食に地場農産物を供給する者に対し、当該年度の予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる者は、次の掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 南知多町内で農産物の生産振興に取り組み、学校等の給食に地場農産物を供給する農業者又は団体とする。
- (2) 南知多町暴力団排除条例（平成23年南知多町条例第10号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でない者並びにこれらと密接な関係を有していない者
- (3) 町税等を滞納していない者

(補助事業の種類等)

第3条 補助対象は、南知多町内で生産し、かつ、学校等の給食に供給した農産物とし、事業の種類、対象食材及び補助率は、次の表のとおりとする。

	事業の種類	対象食材	補助率※1
1	地産地消 米飯給食補助事業	米	10分の3以内
2	地産地消 米飯給食補助事業（有機米）	有機米※2	10分の4以内
3	地産地消 野菜補助事業（有機野菜）	有機野菜※2	10分の4以内
4	地産地消 野菜補助事業	環境保全型農法で栽培 された野菜※3	10分の1以内

※1 補助額については、下記計算式により算出する。

総使用量(kg)(小数点以下切捨)×補助率＝補助数量(kg)(小数点以下切捨)

補助数量×単価(税込)(円/kg)(小数点以下切捨)＝補助額

※2 栽培期間中、化学肥料及び化学合成農薬を不使用のものに限る。なお、有機JAS認証を取得していない農産物でも可とする。

※3 有機栽培を目指して栽培を実施し、かつ栽培期間中、地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上削減した方法で生産された野菜に限る。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 納品伝票の写し又はこれに代わるもの

(2) 納品額の確認できるもの

(3) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の決定及び通知)

第5条 町長は、申請に係る内容を審査し、交付決定をしたときは、南知多町地産地消給食補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとし、補助金の交付決定をしなかったときは、南知多町地産地消給食補助金非該当通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第6条 前条の規定により交付決定したときは、申請書の提出をもって規則第10条に規定する実績報告があったものとみなす。

(補助金額の確定)

第7条 第5条の規定により交付決定したときは、決定通知書の通知をもって補助金額の確定を通知したものとみなす。

(補助金の請求等)

第8条 前条の規定により補助金額の確定を通知された者は、速やかに請求書（様式第4号。）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、速やかに補助金を申請者へ交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 申請者が第8条の請求を行わないとき。

(3) 全号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、南知多町地産地消給食補助金取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により通知し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還させるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

南知多町地産地消給食補助金交付申請書

様式第2号（第5条関係）

南知多町地産地消給食補助金交付決定通知書

様式第3号（第5条関係）

南知多町地産地消給食補助金非該当通知書

様式第4号（第8条関係）

南知多町地産地消給食補助金交付請求書

様式第5号（第10条関係）

南知多町地産地消給食補助金取消通知書兼返還命令書